

プロパンガス（ボンベ）の単価契約に関する仕様書

1 単価契約物品

品 名	仕 様	数 量
プロパンガス（ボンベ）	L P ガス（標準）	1 m ³
		購入予定数量 9, 8 0 0 m ³
		内訳 岡本C 2, 8 0 0 m ³
		山田C 7, 0 0 0 m ³

※岡本C・山田CのCは、キャンパスの略

2 納入場所

高山市下岡本町 2000 番地 30 岐阜県立飛騨高山高等学校 岡本キャンパスプロパンガス庫
高山市山田町 711 番地 岐阜県立飛騨高山高等学校 山田キャンパスプロパンガス庫

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 納入方法

ガスの使用に支障のないよう常に留意し、ガスボンベにより納入すること。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等関係法令を遵守し、適正かつ安全に納入すること。

5 料金の支払い

1ヶ月毎の精算払いとします。受注者はその月に納入した数量に係る代金を翌月速やかに請求するものとし、発注者は正当な請求書を受領した日から30日以内に支払いします。

6 予定使用数量

契約期間中約9, 8 0 0 m³の使用を見込んでいますが、この数量を下回ることがあっても受注者は補償請求することはできません。

7 不当介入に対する通報義務

（1）妨害又は不当要求における通報義務について

受注者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

（2）受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。